

鶏の改良増殖目標

農林水産省

鶏の改良増殖目標の公表について

平成22年度を目標年次とする鶏の改良増殖目標を次のとおり定めたので公表する。

平成12年4月7日

農林水産大臣 玉沢 徳一郎

1 卵用鶏

(1) 改良目標

生産コストの低減と消費・流通ニーズに対応した品質の向上を図るため、遺伝的能力の改良の推進と併せて飼養・衛生管理の改善を図ることとし、能力等に関する目標を次のとおりとする。

① 能力

ア 日産卵量、飼料要求率等の改善を図り、総合的な経済性を高めることに努めるものとする。

イ 消費者ニーズに対応するため、卵殻質及び卵内容について改良を推進するとともに、卵重については現状程度とする。

また、産卵期間を通じて安定した品質の卵が生産されるよう努めるものとする。

ウ 育成率及び生存率については、疾病に対する遺伝的な強健性の付与、飼養・衛生管理の改善等により、向上に努めるものとする。

エ 産卵初期における卵重の増加を図るとともに、産卵持続性の高い実用鶏の作出に努めるものとする。

能力に関する目標数値（全国平均）

| | 産卵率 | 卵重量 | 日産卵量 | 50%産卵 日 齢 | 飼 料 要求率 |
|---------------|---------|---------|---------|--------------|------------|
| 現 在 | % 82 | g 62 | g 51 | 日 150 | 2.2 |
| 目 標 (22年度) | 83以上 | 62-63 | 52以上 | 145-150 | 2.2以下 |

注：産卵率、卵重量、日産卵量及び飼料要求率は、それぞれ鶏群の50%産卵日齢に達した日から1年間における数値である。

② 改良手法

ア 特長ある系統の作出に努め、これを利用した交配種の組織的な造成及び普及を促進するものとする。

イ DNA解析等新技術の開発及び利用を推進し、効率的な改良に資するものとする。

③ その他

ア 清浄なひなの生産のため、種鶏及びふ卵の衛生管理の徹底に努めるものとする。

イ 畜産環境の改善に係る飼養管理技術の向上等を推進し、鶏ふんに係る環境負荷の低減を図るとともに、その適正な処理と利用を促進する。

(2) 増殖目標

鶏卵の需要動向に即した生産を行うことを旨として、飼養羽数は173百万羽とする。

2 肉用鶏

(1) 改良目標

生産コストの低減と消費・流通ニーズに対応した品質の向上を図るため、遺伝的能力の改良の推進と併せて飼養・衛生管理の改善を図ることとし、能力等に関する目標を次のとおりとする。

① 能力

ア 飼料要求率等の改善を図り、総合的な経済性を高めることに努めるものとする。

イ 母系種鶏の繁殖能力の向上に努めるものとする。

ウ 肉質の改良については、消費・流通ニーズに配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

(ア) 腹腔内脂肪量の減少を図りながら、産肉性の向上に努めるものとする。

(イ) 特色ある肉質を有する系統を活用するとともに、飼養管理の改善により肉質の向上に努めるものとする。

(ウ) 高品質な肉を生産するため、特に在来鶏を活用した実用鶏の普及・定着化に努めるものとする。

エ 育成率については、疾病に対する遺伝的な強健性の付与、飼養・衛生管理の改善等により、向上に努めるものとする。

ブロイラーの能力に関する目標数値（全国平均）

| | 体 重 | 育 成 率 | 飼料要求率 |
|---------------|-------|-------|-------|
| | g | % | |
| 現 在 | 2,600 | 96 | 1.9 |
| 目 標 (22年度) | 2,700 | 98以上 | 1.9以下 |

注：1）体重は、雄雌の49日齢時の平均体重である。

2）育成率は、鶏群のえ付け羽数に対する49日齢時における羽数の比率である。

3）飼料要求率は、49日齢における体重に対するえ付けから49日齢までの期間に消費した飼料重量の比率である。

② 改良手法

ア 特長ある系統の作出に努め、これを利用した交配種の組織的な造成及び普及を促進するものとする。

イ DNA解析等新技術の開発及び利用を推進し、効率的な改良に資するものとする。

③ その他

ア 清浄なひなの生産のため、種鶏及びふ卵の衛生管理の徹底に努めるものとする。

イ 畜産環境の改善に係る飼養管理技術の向上等を推進し、鶏ふんに係る環境負荷の低減を図るとともに、その適正な処理と利用を促進する。

(2) 増殖目標

鶏肉の需要動向に即した生産を行うことを旨として、飼養羽数は114百万羽とする。